

人材確保等支援助成金 テレワークコース

就業規則によりテレワーク制度を整備した中小企業事業主であって、労働局に認定を受けた計画に基づき措置を行い、かつ評価期間における対象労働者のテレワークの実績が一定の要件を満たした事業主に対して導入助成が支給されます。さらに、一定の要件を満たした場合、上乘せで目標達成助成が支給されます。

助成額

テレワークを可能とする措置(就業規則等の作成・変更やテレワーク用通信機器の導入等)

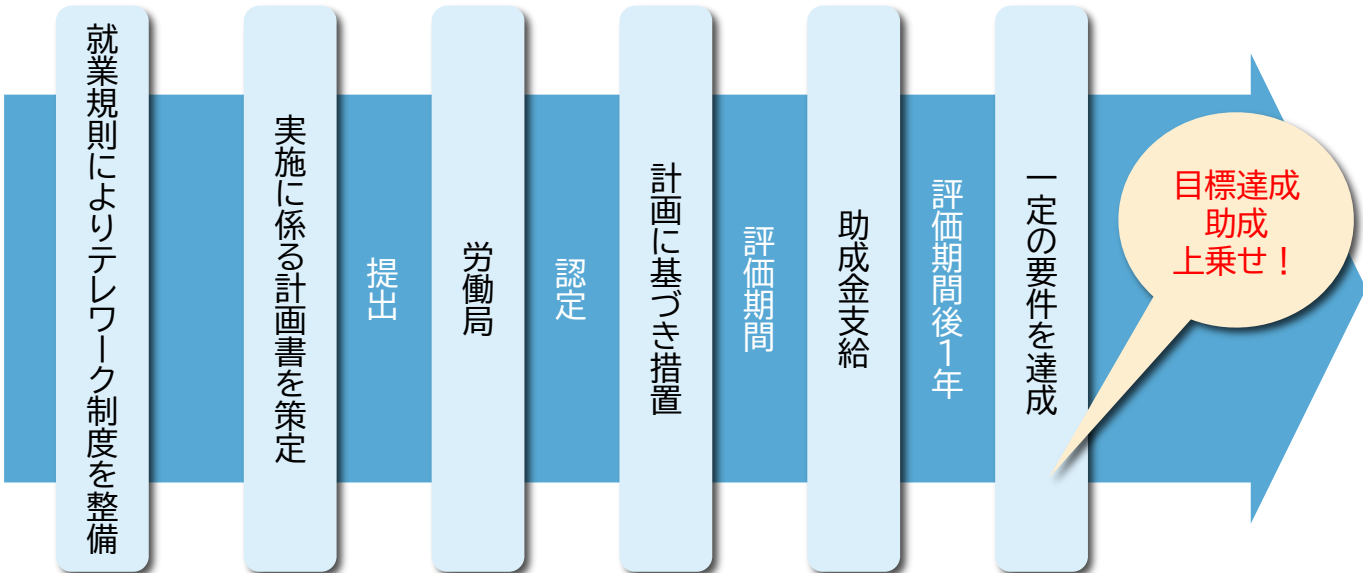
● 導入助成（1企業あたり）

助成額	テレワークを可能とする措置に要した費用	30%
上限	右記のいずれか低い額	対象労働者×20万円 100万円

● 目標達成助成（1企業あたり）

助成額	テレワークを可能とする措置に要した費用	通常	20%
		生産性要件達成時	35%
上限	右記のいずれか低い額	対象労働者×20万円 100万円	

受給までの流れ



「テレワークを可能とする措置に要した費用」は、雇用環境・均等局長が定める基準に従い算定した額。